

政策評価懇談会（第16回）議事録

1. 日 時

平成 19 年 7 月 10 日（火）13：00～15：00

2. 場 所

法務省第 1 会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 法務部グループ法務シニアオフィサー
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社法務セクションマネージャー

< 省内出席者 >

永井 栄次	大臣官房秘書課広報室長
山口 久枝	大臣官房人事課付
神田 滋	大臣官房会計課上席補佐官
大木 典雄	大臣官房参事官（施設担当）
柳井 康夫	大臣官房訟務部門訟務広報官
田辺 泰弘	大臣官房司法法制部参事官
松井 信憲	民事局付
辻 裕教	刑事局刑事法制管理官
松村 明	大臣官房参事官（矯正担当）
平尾 博志	保護局処遇企画官
山口 英幸	人権擁護局参事官
坂本 貞則	入国管理局入国管理企画官
田代 英明	法務総合研究所総務企画部付
横尾 洋一	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

深山 卓也	大臣官房審議官（総合政策統括担当）
松下 裕子	大臣官房秘書課政策評価企画室長
我妻 謙一	大臣官房秘書課政策評価企画室長補佐

4. 議 題

- (1) 平成 18 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
- (2) その他

5．配布資料

資料 1：法務省政策評価に関する基本計画

資料 2：法務省事後評価の実施に関する計画（平成 18 年度）

資料 3：平成 18 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

6．議 事

立石座長：ただいまから政策評価懇談会を開催させていただきます。寺尾委員が少し遅れているようですが、時間の関係で始めさせていただきます。それでは、始めに法務事務次官からごあいさつをいただきたいと思いますが、今日、人事異動の辞令交付のため出席いただけないということで、代読していただけるそうですので、お願いいたします。

深山官房審議官：官房審議官の深山でございます。ただ今座長からお話ございましたように、大林事務次官はこの懇談会に出席することになっておりましたが、本日付けで札幌高検の検事長に異動となりましたので、私の方から、あいさつを代読させていただきます。

一言、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ、本年度第 1 回目の政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがたく存じます。本年度におきましても、御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、政策評価制度につきましては、平成 14 年度の施行から、ちょうど 5 年が経過したところでございますが、この間、「政策評価と予算との連携」や「規制の事前評価の義務付け」といった仕組みが策定されたほか、最近では、いわゆる「基本方針 2007」におきまして、各府省の重要政策の評価対象の選定に、経済財政諮問会議が関与する枠組みが明記されたところであります。このように、政策評価につきましては、求められる役割が益々増してきております。当省といたしましても、政府全体の動きを十分に踏まえつつ、政策評価の適正な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後も、御専門の知識や、幅広い御経験などに基づく忌たんのない御意見を、どうぞよろしくお願いいたします。また、これを機会に、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

立石座長：ありがとうございます。政策評価懇談会の存在が非常に重要なものになってきているということですので、先生方どうぞよろしく、活発な御意見をお聞かせいただきたいと思っております。それでは早速ですが、本日の審議事項について事務局から説明をお願いします。

松下政策評価企画室長：政策評価企画室長の松下でございます。それでは、本日の審議事項について、御説明させていただきます。まず、席上の配布資料についてですが、資料 1 は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料 2 は「法務省事後評価の実施に関する計画」、資料 3 は「平成 18 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」となっております。本日は、資料 1、2、3 をもとにしまして、平成 18 年度に当省が実施した政策の評価結果について、事務局からその概要を御説明した後、皆様から御意見・御質問をいただき、適宜、担当部局から説明、回答を申し上げるという流れにしたいと考えております。また、関係する法令や閣議決定等につきましては、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、よろしくお願いいいたします。

立石座長：それでは、早速議論に移りたいと思います。まず、第1の議題、「平成18年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御議論いただきたいと思います。

資料1の「法務省政策評価に関する基本計画」に添付されている法務省の政策体系の内容が載っておりますが、法務省には7つの基本政策がございますので、これらを順次議論いただきたいと思います。資料3の評価結果案をベースに本日の議題を始めたいと思います。

我妻政策評価企画室長補佐：それでは、お手元にお配りしてございます資料3の平成18年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に基づきまして、事務局から順次御説明させていただきます。まず、基本政策1の基本法制の維持及び整備につきまして、報告書の1ページの「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」を御覧いただきたいと思います。この政策は、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備を行うものです。最終的な評価は、基本法制の検討・整備を終えた後に行うこととしておりますので、今回は、18年度の立法作業の状況を中心に、中間報告という位置付けで記載しております。

松下政策評価企画室長：若干補足しますと、法整備を開始した経緯や時代背景について事前に御質問をいただいておりますが、もともと法整備を進める契機となったのは、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」でございます。当時の時代背景について申し上げますと、この行政改革大綱にも引用されているとおり、21世紀の我が国の経済社会を、より自由かつ公正なものとするため、これまでの行政の制度・組織の在り方や、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要があるとして、主に国民の主体性と自己責任を尊重するという立場から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることが必要とされた訳でございます。このような背景がございまして、そのような社会の変革を確実に実施していくために、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直すということにされたものでございます。これを受けての政策ということですので、補足して御説明させていただきます。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして、報告書12ページの「裁判員制度の啓発推進」を御覧ください。この政策は、20年度までに、国民に対する裁判員制度の認知率を100パーセント、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ人の割合を7割以上にするため、各種の広報・啓発活動を行うものです。20年度までを目標期間とした政策ですので、今回は、18年度の施策の実施状況を中心に、中間報告という位置付けで記載しております。

18年12月に内閣府が実施した世論調査におきましては、裁判員制度を「知っている」者は約80パーセント、「裁判員として参加する」とする者は約65パーセントに達しております。この調査の方法について若干補足しますと、裁判員制度の開始時期、概要を提示した上で、「裁判員制度が始まること」を知っているかどうかを質問し、これに続いて、裁判員制度の内容について、具体的にどのような内容を知っているかについて質問しています。その結果、例えば、「裁判員は、裁判官と一緒にあって、有罪・無罪の判断や刑の重さを決める」ことを知っている方は68.2パーセント、「裁判員としての仕事を行った際に知ったことの中には、他人に話してはいけないことがある」ことを知っている割合は50.7パーセント、「裁判員になるためには、法律の知識は不要である」ことを知っている方の割合は31.5パーセントなどとなっております。

また、参加に関する質問につきましては、裁判員選任の方法、選任された場合にはその役目

を果たすことが義務であることを提示した上で、5つの選択肢の中から該当する事項を選んでもらうということになっておりまして、その結果は、「参加したい」が5.6パーセント、「参加してもよい」が15.2パーセント、「あまり参加したくないが、義務であるならば参加せざるを得ない」が44.5パーセント、「義務であっても参加したくない」が33.6パーセントなどとなっております。そして、これらに続きまして、裁判員として刑事裁判に参加するとした場合、不安を感じる点を具体的に質問しておりまして、その結果は、例えば、「自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」が64.5パーセント、「冷静に判断できるか自信がない」が44.5パーセント、「裁判の仕組みが分からない」が42パーセントなどの結果となっております。

続きまして、14ページの「ハイテク犯罪に関する基礎的研究」でございます。この政策は、近年、社会問題化しているコンピューター関連の犯罪について、アメリカやカナダの立法、犯罪防止施策の調査などを通じて、個人情報悪用した犯罪への対策について考察を加えたものでございます。研究の概要につきましては、16ページ以降に「研究部報告」を添付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

松下政策評価企画室長：なお、この点につきましては、以前の懇談会におきまして、田辺委員から、「ハイテク犯罪」よりも「サイバー犯罪」との表現の方が適当ではないかとの御意見をいただいたところでございます。その点について検討させていただきましたが、確かに、国際的にはインターネットを利用した犯罪を「サイバー犯罪」と呼ぶことが多くなってはいますが、法総研におきましては、犯罪白書の中で、サイバー犯罪に限らず、インターネットを利用しないコンピューター関連犯罪も含めて「ハイテク犯罪」という表現を用いているところでございまして、政策評価においても、この表現を使用させていただいているところでございます。

我妻政策評価企画室長補佐：基本政策 につきまして、最後に報告書の20ページの「性犯罪者に関する多角的研究」を御覧ください。この政策は、性犯罪者への対応が喫緊の課題となっていることを受けまして、諸外国における処遇プログラムの内容、効果等について調査を行い、性犯罪の処遇施策等の検討に資する基礎的資料を提供するために実施したものでございます。矯正・保護の分野におきましても、18年度から性犯罪者処遇プログラムが実施されておりますので、関係機関における基礎資料として、今後もその有効活用が期待されるものとなっております。研究の概要は、22ページ以降に記載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

基本政策 に関しましては、事務局から以上でございます。

立石座長：ありがとうございました。それでは、基本政策 の「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、御意見、御質問等がございますでしょうか。はい、どうぞ。

川端委員：裁判員制度の啓発の推進というところでございますけれども、認知度も、参加に対する意欲も段々上がってきているというのは、非常に喜ばしい結果ではないかというふうに思います。しかし、この制度が国民に新しい負担を課して、今まで日本ではやられていない仕事を一般の国民にお願いするものであることは間違いのない訳ですから、たいした負担ではないという広報を続けてもこれ以上皆さんの姿勢が積極的になるというのは、ちょっと期待できないというところまで来ているのかなという気もします。したがって、どういう内容の広報をするかというのが、これからますます重要になっていくと思う訳です。諸外国では、裁判に市民が参加する陪審制のところもあれば、参審制のところもあるんですけれども、市民が司法に参加

して裁く、それも諸外国ではもっと幅広く民事・刑事を裁いている訳ですけども、そういうことは少なくとも民主主義国では、当たり前前の制度であり、日本が今まで専門家任せにしてきた方が、民主主義国の間では特異な状態だったんだと、民主主義国において市民が裁判に参加して裁く側に回るという経験をするとするのは、当たり前のことだという、そういう意味の啓発の活動も1つは必要ではないかと思います。それから、もう1つはですね、裁判員というのは、事実について判断をする、それから量刑について判断をするという役割は持っているけれども、法律について判断する訳ではないというところが、きちんと伝わっていないのではないかとことです。いろいろな事実を総合して、あるものが存在する・しない、あるいは、その人が言っていることが信用できる・できないというようなことを判断するというのは、市民は日常的に常にやっていることな訳です。裁判員も、それと大して違うことをする訳ではないんだと伝える必要があるのではないかと。つまり、皆さんは、例えば、セールスに来た投資の勧誘について、いろいろとばら色な話をされたときに、その人が言っていることが本当にそのとおりなのかどうかというような判断、そういったものは、日常的にちゃんとしている訳で、それができなければ普通の市民生活がむしろ送れない、そういう意味では当たり前前の判断を裁判という場でするにすぎない。したがって、何も特殊な能力が要求される訳ではないんだというところをもっと理解していただく必要があるかと思っています。また、それを自分一人でやるのであれば、確かに大変かもしれないですけども、同じ裁判員の仲間達が話し合いをしながら、しかも裁判官のアドバイスを受けながらすることができる訳ですから、そういう意味では、自分で自信を持って裁く側に回る経験をするとということが、ちゃんとできますよというのを、もうちょっと理解していただいたらいいのではないかと思いますので、その辺も考えて広報を続けてもらいたいと思います。

立石座長：ありがとうございました。今おっしゃったように、参加したいという方が65パーセント位で、認知度で80パーセントということでございます。そこまで盛り上がってきたというふうに私は評価する訳ですけども、認知度を100パーセント、そして、積極的な参加を70パーセントというターゲットを立ててやられる中で、川端先生の御意見というのはそのとおりだと思います。どういう広報でやっていかれるのかというその辺りのことを、もし今ここで言えるのでしたら、お話いただけたらと思います。

松下政策評価企画室長：刑事局からお願いします。

刑事局：刑事局でございます。全く御指摘のとおりだと考えておりました、その評価結果報告にも書いてございますが、さまざまな不安や懸念を抱いておられるということが、一つの問題かなと考えておりました、そのような不安等の解消に重点を置いた広報啓発活動を推進したいと思っております。その不安・懸念の中身については先程御紹介がありましたけれども、ちゃんと判断できるか自信がないというのも1つの要素になっていることから、冷静に判断できるか自信がないという御懸念を更に分析して、きちんと解消していきたいと考えておりました、きちんと判断できるんですというところを分かっていただくために、今御指摘があったとありに、法律の判断をする訳ではなく、事実の判断、日常生活を送っていく上で、人の言うことが信用できるのかできないのかということと、さほどレベルが変わらないであるとか、全体で9人で皆で話し合っ決めていくんで、自分一人で全てを決めていく訳ではない、あるいは、必要ときには法律のことは裁判官がきちんと教えてくれるといった辺りのことにも重点を置いて、今後の啓発活動をやっていきたいと思っております。今まさにそれを進めているところで

ございまして、あと2年を切ったところでございまして、できるだけ多くの皆様に理解していただく機会を作りたいと考えているところでございます。

立石座長：何かございますか。川端先生、よろしいでしょうか。そのようにお進めいただければと思います。私の方から一言言いたいんですが、私は政策評価というのは常々、アウトプット評価からアウトカム評価への展開を図ることが重要だと考えています。目標を掲げてそれを達成できたかということを経験するアウトプット評価に加えて、その施策を実施することによって国民の便益をいかに高めたかというアウトカム（成果）が重要であり、これらを併せて知らせるような評価の仕方に、できるだけ変えていくことが必要だと思います。65パーセントとか70パーセントにする、あるいは、80パーセント、100パーセントにと、こういう具体的な目標をパーセントに表しているこの評価方式は、私は大変にいいと思いますが、あわせて、アウトカム評価的なものも大切にしていきたいと思っています。

いかがでございましょうか、先生方。はい、どうぞ。

渡辺委員：やはり裁判員制度の関係で申し上げたいと思います。平成18年12月に行われた特別世論調査の結果をどう位置付けたいのか、具体的にはさっき御説明のあった「義務であるならば参加します」という45パーセント近い層をどのように位置付けるかによって、啓発推進が今どういう状況にあるのか、報告書の書き方も相当変わってくるのではないかなという気がしております。そういう方を含めて参加応諾率が65パーセントにのぼったのは、大変に結構だと思うんですけども、この報告書の「評価結果等」の3段落目は、「その一方で、・・・参加意識の醸成は必ずしも十分でない」と評価することも可能であり」と、ちょっと分かりにくいというか、持って回ったというか、そんな書きぶりになっています。まさに「45パーセント」の評価の難しさの表れだと思います。であるならば、「45パーセント」の層の存在をしっかりと記載して、これをどっちから見るかで評価にも違いが出てくるということ、客観的に書きになった方が正直というか、より良いのではないかなと思いました。それからもう一つ、裁判員制度の啓発をめぐる、タウンミーティング問題が発覚し、またフォーラム問題というのも起きました。これらは内閣官房の、あるいは、裁判所の話であるかも知れないんですけども、やはり啓発活動の中で、こうした問題が起きてしまった、そして、少なくともタウンミーティング問題に関しては、法務省も関与を否定できないところがある。それが、報告書から全く抜け落ちたままでもいいのかなと、ちょっと意地悪で申し訳ないんですけども、そんな感想を持ちました。

立石座長：それでは、そのほかいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

中村委員：裁判員制度の方ではなくて、最初の方の基本法制の整備のところ、教えていただきたいところございまして、平成12年の「行政改革大綱」に基づくということで、いろいろな法制が従来にないスピードでいろいろ変わってきたということだと思いますが、この報告書に記載していないこれからの変更ということの中で、最近、保険法の改正というのも視野に入っているという状況を伺いまして、今後の見通しと伺いますか、どのようなものが積み残しで残っているのかということについて、ちょっと御教示いただきたいと思っています。

松下政策評価企画室長：それは、民事・刑事両方でございましょうか。

中村委員：はい、そうですね。

松下政策評価企画室長：それでは、民事関係について、民事局からお答えします。

民事局：民事の基本法制につきましては、今、御指摘のございました保険法というもので、これ

を法制審にかけて、議論しているところでございます。また、民法の債権法に關しまして、一般的な見直しを行う必要があるかどうか、これを今、学者等を中心とした研究会において検討を進めているところでございます。以上でございます。

松下政策評価企画室長：続きまして、刑事關係について、刑事局からお答えします。

刑事局：刑事局でございます。刑事の關係では、結果報告書の3ページのところの刑事關係というのが、でございますけれども、ここに「・」と「 」で書いた4つがございまして、ここで「 」で書いてあるのが、これから整備を考えるというものでありまして、「民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備」、それから、「ハイテク犯罪に対する罰則の整備」、「コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備」というこの3点につきましては、いわゆる条約刑法という法案におきまして、手当ての予定であります。現在国会において御審議いただいているところでございます。あと「企業の刑事責任の在り方の見直し」につきましては、今後さらに整備に向けて検討していきたいと思っております。

立石座長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

中村委員：はい、ありがとうございます。

立石座長：そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

六車委員：また戻って申し訳ないんですけれども、13ページのところで、言わずもなかなもしれないんですけれども、法務・検察が広報啓発活動をした、実施したとあるところのすぐ後に、平成18年12月に内閣府が実施したこれこれではと書いてあるんですけれども、内閣府が実施したアンケートの質問で例えば、法務・検察の広報によって知りましたかとか、そういうことを聞いているんでしょうか。つまり、弁護士会とか裁判所とかいろいろなところが、今までにないくらい、広報してるんだと思いますけれども、そういうところが出て来てないんじゃないかという感じがします。それと、今後は、連携してやっていかなければならないんだと思いますけれども、法曹三者とといいますか、あるいは、もっと外の人達との連携をしていくという今後の方針みたいなものがどうかということと、最後に、これは言いがかりみたいなものですが、「参加意識の醸成」という言葉を使っているのですが、こういう言葉を使うから来たくなるんじゃないかと。本当にそう思います。私役人をやってから民間に行きましたけれども。まあ、最後のはちょっと反省の弁ですが、失礼いたしました。

松下政策評価企画室長：世論調査の件でございますが、時事問題としまして、裁判員制度について知っていますかとお尋ねしたものでありまして、知った媒体がどのようなものだったかというところに焦点を当てたものではなかったものですから、そういう聞き方はしておりません。関係機関との連携については、裁判所あるいは弁護士会との連携という形で、広報活動も行っております。最後の「参加意識の醸成」のところですが、例えば、表現としてはどのようなものが適当とお考えでしょうか。

六車委員：そう切り返されるとは思わなかった。「参加への強い意識を持つ」とかですね、非常にやさしい言葉にまず言い換える。そこから少しずつ難しくてもいいかなということをやすべきであって、いきなり難しくするのではなく、小学生レベルくらいの言葉で書いてみる。一足飛びに大学院レベルというのは無理だというのが私個人の感想です。

松下政策評価企画室長：「参加したいという気持ちを持ってもらう。」とかでしょうか。

六車委員：「強く持ってもらう。」とか「前向きに持ってもらう。」とかね、そういうことなんじゃないかと思うんですけれども。

松下政策評価企画室長：わかりました。ありがとうございます。それでは、補足するところあれば刑事局から。

刑事局：法曹三者の連携につきましては、今手元に資料がありませんので正式な名称は忘れてしまったのですが、法曹三者での協議会というものを作りまして、それぞれに役割分担をしつつ、進めていこうと、そういうことでやっております。具体的には、各地域におきまして、地方裁判所、地方検察庁、それから弁護士会と一緒に模擬裁判を行うとか広報啓発活動を行うとか、そういった形でやっておりますし、さらには、本年度からは、あと2年ということもありますので、広報啓発の統一的な推進ということを特に意識をして、いろんな広報用のパンフレットやポスターですとかを、みんなで作るといったようなことも、更に進めていこうではないかと考えているところであります。それから、「醸成」という言葉につきましては、時々気が付くんですが、つい忘れてしまうということもございまして、直したこともあったのですが、今後気を付けたいと思います。

六車委員：分かりました。あと1つだけ確認してよろしいでしょうか。何パーセントとかいう世論調査は、法務省の広報活動だけではなく、法曹三者又はその他のところと一体となってやった結果ということになりますよね。そうすると、この書き方だと、法務省だけがやったというふうにとられなければいいんですけれども、何か一言、みんなで一緒にやった結果こうなったということを書いた方がいいのかなと、個人的には思う訳です。

刑事局：御指摘のところは検討させていただきたいと思いますが、みんなで一緒に広報活動をやっているというところは、不十分かもしれませんが、具体的内容のところは、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係省庁との緊密な連携のもと、広報啓発活動に取り組んでいると、一般的な書き方はしております。世論調査の結果は、御指摘のとおり、誰がやった結果と言える性格のものではありませんので、法曹三者あるいはその他の関係省庁も含めて啓発活動に取り組んだ結果ということでありまして、その意味では、最初の目標自体が、みんなでこうしていった結果として、こういう数字になればという目標であるということになります。書き方の点につきましては、どのような工夫ができるか検討させていただきたいと思います。

立石座長：ありがとうございました。ほかに御意見などございますでしょうか。はい、川端委員どうぞ。

川端委員：質問です。法務に関する調査研究の「性犯罪者に関する多角的研究」ですが、これを見ると、フランス、ドイツ、英国、米国の性犯罪者について、電子監視をすとか、治療施設において矯正処遇を続けるといった、刑罰を科してそれで終わりではないという制度が一般化しているという調査研究だと思いますが、今後日本では、この調査研究をどのように生かそうとしているのか、何かあれば伺いたいのですが。

法務総合研究所：この調査研究自体については、それぞれの諸外国の事情、法制度等によって違いがありますので、直ちに日本に導入できるものなのかという観点から研究したものではなく、諸外国でどのような制度を採っているのか、そして、矯正・保護を通じて、性犯罪者処遇プログラムというものが始まったばかりですので、それを踏まえて、同プログラムを今後さらに発展させていけるかどうかという観点から、その基礎資料として提示させていただいたという趣旨でございます。

立石座長：ありがとうございます。私自身も、この2つの研究のテーマは、今の時宜にかなった大変重要なテーマだと思います。ただ、研究のやりっ放しではなく、この研究の結果をどの

ように生かしていくのかということも、できたら知りたいという気がします。今の法総研のお答で、今後それを生かしていくということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思いをします。

では、次に、基本政策の「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）」に関する政策について、事務局から、評価の概要を説明願います。

我妻政策評価企画室長補佐：それでは、報告書の28ページ、「捜査における通訳の適正の確保」を御覧ください。この政策は、通訳人に適切な研修を実施し、捜査・公判に関する知識の習得を図り、刑事司法の適切・円滑な運営を図ろうとするものでございます。18年度は、2日間、52人に対し研修を行ったところでございまして、今後も、参加者全員を対象として実施いたしましたアンケートに寄せられた意見などを参考にしながら、引き続き実施していくこととしております。

松下政策評価企画室長：なお、この点に関しまして、通訳人が不足している言語にはどのようなものがあるかという御質問をいただいております。これについては、現在のところ、マンマー語、マレーシアのマレー語、バングラディッシュのベンガル語などは、通訳人の絶対数が少ないということで、また、逆に通訳人の数が比較的多い言語として中国語、韓国語がございまして、こちらは被疑者の数が多いものですから、必ずしも通訳人の数が充足しているとは言えないという点がございまして。

また、関連する問題としまして、今回御欠席の山根委員からは、この研修が、不足している言語の通訳人の確保につながるものであれば、より良い政策になるのではないかという御意見をいただいておりますので、併せて御紹介させていただきます。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして、報告書の31ページでございまして。「被害者等通知制度の適切な運用」を御覧ください。この政策は、被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせ、通知を希望する人に、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供するものでございます。通知対象者の転居など通知不能な場合や、通知により新たな事件を誘発するおそれがある場合などを除きまして、刑事事件の処分結果などを通知することができております。今後も、ホームページやパンフレットなどを通じまして、制度の一層の浸透を図っていくこととしております。

松下政策評価企画室長：この評価書に関しまして、通知することが相当でないものについては通知していないという書き方をしております。通知することが相当でないという判断が良かったのかどうか、これでは分からないのではないかと御指摘をいただいております。この点に関しまして補足して説明させていただきます。「通知希望者に通知しなかった数」というのは、平成18年は36名でございましたが、この内訳としては、転居をしていたということなどで通知ができなかった者が27名ということで、36名中27名が通知できなかったためにしなかったということでございます。ですので、検察官の裁量によって通知しないこととしている例は非常に少ない、9名ということでございます。また、どのような場合が通知することが相当でない場合に当たるかということにつきましては、5つほど類型として考えておりますが、報告書の中にも若干記載しておりますけれども、関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合、関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合、将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれが

ある場合、犯人の改善及び更生を不当に妨げるおそれがある場合、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合、などといったことを考慮いたしまして、通知しないとしており、それが9件あったということでございます。ただ、個別にどのようなものかということについては、御紹介を差し控えさせていただきたいと思いますが、若干補足させていただきました。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして、34ページの「検察広報の積極的推進」を御覧ください。この政策は、全国の各検察庁で、幅広い層の国民に対しまして、検察の役割や刑事司法に関する各種広報活動を実施するものでございます。18年度の実施回数につきましては、前年度から大幅に増加しておりまして、今後も、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら、引き続き実施していくこととしています。

松下政策評価企画室長：なお、これも事前に御質問をいただいた件でございますが、36ページの広報活動のデータの中で、専門学校生の数が突出して多いのはなぜなのかという御質問をいただいております。これは、東京地方検察庁において、これまで専門学校生に対する広報が十分でなかったということで、重点を置いて集中的に行ったためでございます。472回中、391回が東京地検の広報活動となっております。

我妻政策評価企画室長補佐：次に、38ページの「矯正施設における収容の確保」を御覧ください。この政策は、過剰収容下にある刑事施設の整備を促進するものでございます。18年度は、収容人員が1100人増加しましたが、施設整備により収容定員を2837人増加できましたので、前年度よりも収容率を低下させることができいております。今後も、PFI手法を活用した刑務所の新設も含めまして、収容能力拡充のための施設整備を推進することとしております。

次に、43ページの「刑事施設における矯正処遇の実施」を御覧ください。この政策は、性犯罪受刑者に、性犯罪者処遇プログラムを実施するものでございます。プログラムは、17年度に外部有識者の方々の意見を踏まえて策定し、18年度から、全国20庁の刑事施設で実施し、18年度は受刑者266名に対して実施しております。

松下政策評価企画室長：なお、このプログラムの効果検証について、事前に御質問をいただいておりますが、プログラム受講者の再犯状況などを把握することで、有効性について検証しようということを考えております。具体的な検証方法については、現在検討しているところでございます。また、プログラムを実施していない受刑者群との比較検証ということも御質問をいただいておりますが、プログラム導入以前から受刑している者の中には、残っている刑期が短いために、本来であれば実施させた方がよいけれども、一通りやるだけの期間がないという理由で受講対象とならなかった受刑者がおりますので、そういった者と比較検証をすることは可能と思われまます。この点も含めまして、今後、具体的な効果検証の方法を検討したいと考えております。

このほか、御欠席の山根委員から御意見をいただいておりますが、43ページの「基本的考え方」の課題・ニーズのところ、プログラムを実施した背景として、社会の関心が高まったためと、社会の関心が高まりプログラムを実施という部分に違和感があると、事件により関心が高まったのは事実だけれども、だから改善に力を入れるという書き方は、少しおかしい気がしますという御意見をいただいておりますので、御紹介いたします。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして報告書の46ページ、「刑事施設における刑務作業の実施」を御覧ください。この政策は、出所後の生活に役立つよう、受刑者に職業訓練を実施す

るものでございます。17年に新たに入所した受刑者の66.8パーセント、約3分の2が、犯罪時に無職だったということでございまして、再犯防止のための重要な手段として職業訓練を実施しております。再犯受刑者を減少させるということは、刑務所の過剰収容対策の一助にもなりますので、今後も、就職に有利となるような職業訓練種目の企画立案等を行いつつ、引き続き推進していくこととしております。

松下政策評価企画室長：なお、就職に有利になるような職業訓練種目の企画立案について、具体的にどのような工夫を行っているかという御質問を事前にいただいておりました。これについて御説明いたしますと、経済産業省などが公表しているデータを活用するなどして、一般社会の雇用情勢を把握して、これに応じて、就労に結びつく職業訓練の企画立案をしているところでございます。18年度におきましては、47ページの評価結果等の1、平成18年度に講じた施策のところにも書いてありますように、このような観点から、新たに22施設におきまして、ビル設備管理科、情報処理科、フォークリフト科、ホームヘルパー科などの10種目の職業訓練を開設しているところでございます。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして、報告書の50ページの「行刑行政の透明性の確保」を御覧ください。この政策は、行刑行政に対する国民の理解を深めるため、行刑に関する情報を積極的に公開することや、民間外部協力者等が刑事施設の活動に参加する機会を増やすことなどを行うものでございます。評価書に記載した具体的な取組につきましては、前年度以上若しくは前年度と同水準の実施結果となっております。今後も引き続き実施することとしております。

次に、報告書の53ページ、「矯正業務の民間委託」を御覧ください。この政策は、刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させるため、民間委託率の向上を図ろうとするものでございます。民間委託率は、16年度の1.22パーセントから17年度は3.5パーセント、18年度は4.74パーセントと、着実に上昇しておりますが、過剰収容状況の長期化に伴いまして、収容関係業務が大幅に増大しておりますので、被収容者に対する各種指導の充実の必要性などから、今後も更に推進していくこととしております。

松下政策評価企画室長：なお、事前に御質問をいただいておりました件でございしますが、54ページの表の民間委託数について触れておりますが、この中に美祢社会復帰促進センターの民間委託数はカウントされておりませんので、補足させていただきます。

このほか、関連する御質問として、「将来的に民間委託率をどの程度設定する予定なのか。アウトソーシングを実施した場合と、刑務官を増員した場合の経費の比較は行っているか。アウトソーシングを実施することで、総務系の業務から受刑者を直接処遇する業務に、具体的に何名の刑務官を再配置できたのか、といった観点から、客観的な数値をもって評価する必要があるのではないか。要するにアウトソーシングを実施するよりも刑務官を増員した方がいいのではないか、というような点を検討しているか。」との御意見をいただいておりますので、この点について、矯正局から説明をお願いします。

矯正局：まず、将来的に民間委託率をどの程度を目標とするかという点でございしますが、刑事施設におきまず民間委託につきましては、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の中で、総人件費改革の実行計画として、平成18年度から平成22年度までの5年間で、従来から民間委託を実施している非権力的業務について、民間委託数を719ポスト拡大するということが示されました。これは17年度に617ポストでござ

いましたので、719ポストの拡大ということになりますと、22年度までに1336ポストということになる訳でございます。また、PFI方式でありますとか、構造改革特区など、あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図ることなどにより、増員幅の抑制を図ることとされております。その時点で検討した民間委託率でございますけれども、平成17年度の職員定員数17,645人に対してでございますが、委託率が7.6パーセントということになります。

2つ目の御質問でございますが、アウトソーシングを実施した場合と刑務官を増員した場合の経費の比較は行っているかということでございますが、これにつきましては、民間委託経費と職員の人件費の試算上の比較は行っております。平成18年度の849人分の民間委託による削減効果を見ますと14億1317万3000円、また、平成19年度の1082人分の民間委託による削減効果、これを見ますと17億8699万1000円、これは見込みでございますが、そういった状況でございます。これにつきましては、「行政効率化推進計画等の取組実績」の中で、その実績が公表されているというところでございます。

続きましての御質問でございますが、アウトソーシングを推進することで、総務系の事務から受刑者を直接処遇する業務に具体的に何名の刑務官を再配置できたのかと、直接処遇に従事する刑務官の割合がどの程度上がったのかと、そういった観点から、客観的な数値をもって評価する必要があるのではないかと、という御質問でございました。これにつきましては、刑事施設における総務系業務というものは、一般行政事務のほかに、収容施設という特殊性もございますので、そういったところから特有の事務でございますが、例えば名籍事務、これは職員が被収容者に対しまして、入所時に直接に氏名ですとか、生年月日ですとか、住所であるとか、刑名、刑期、刑の終了日、そういったことを確認する必要がありまして、直接被収容者と対面するといったような作業を行う、これは名籍という事務でございますが、そういった確認によりまして、被収容者の身分帳簿というものを作成する訳でございますが、これが名籍業務。そして、領置品の管理業務、領置業務と申しますのは、被収容者が入所時に保有しております現金ですとか、または物品ですとか、それらについて、被収容者が使用し、又は摂取できるもの以外のものを施設側が保管すると、こういった事務でございますが、使用した本人と逐一確認をしながら事務を行うということがございまして、非常に権力性を有した事務である訳でございます。また、加えて申しますと、収容区域への納品業務、こういった業務もある訳でございます。その中で、公権力の行使が伴うとともに、収容人員が増加する、まあ現在増加している訳でございますけれども、そういったものに連動して、同時に増加する業務、そういったものが混在しております。また、現時点で非常に過剰収容ということもございまして、総務系の職員が処遇の応援というようなことで、1日中ずっと応援に行くようなこともありますし、時間を区切って業務ごとに応援に行く、例えば、運動でありますとか、入浴でありますとか、出廷業務、それから護送の業務とかですね、場合によっては昼夜勤の業務、それから病院移送、病院に被収容者を入院させる場合の戒護、そういったように常態的に実施しております。民間委託によりまして、民間職員の方に、その業務をそっくり代わっていただくという訳ではございませんので、民間委託数に応じた総務系の職員数が、必ずしも処遇部門へ配置換えできる状況にはなっていないと考えております。このような事情がございまして、現時点におきましては、客観的な数値につきましては把握しておりませんが、施設の方から、庶務課に2名の民間委託を実施したことによって、1名の刑務官を処遇部門へ配置換えできたといったような話と

か、又は、処遇応援の回数を増やすことができたとの報告もごさいます。今後、客観的な数値をもって評価できるような方法を検討してまいりたいと考えております。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして、報告書56ページの「保護観察対象者等の改善更生」を御覧ください。この施策は、保護観察対象者等の改善更生を図るために、保護観察処遇の充実強化や保護観察対象者の就業の確保などに取り組んだものでごさいます。15年度を基準年次といたしまして、18年度を評価総括年次としておりまして、各年度の各達成目標や指標は全く同一ではごさいませんが、いずれの取組につきましても、各年度おおむね有効であったとの評価をしておりますので、全体として、保護観察対象者の改善更生が図られたものと評価しており、今後とも、保護観察対象者の改善更生を図るため、さまざまな更生保護活動を実施していくこととしております。

次に、67ページの「犯罪予防活動の助長」を御覧ください。この施策は、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進するため、“社会を明るくする運動”への国民の参加の促進、内容の充実に取り組んだものです。一部行事の参加人員に目標値を達成することができなかったものがごさいますが、これは犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感、家庭の教育力が弱まっていると指摘されていることを受けまして、“社会を明るくする運動”の広報効果を上げるため、従来の「キャンペーン型」から、比較的小規模の住民参加による「交流型」の行事へとシフトしていることが、要因の1つにあると考えております。今後も、国民の参加を促進するための方策について、更に検討を進めていきたいと考えているところでごさいます。

基本政策 に関しまして、最後に報告書の70ページ、「破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」を御覧ください。この政策は、オウム真理教に対する厳正な観察処分や、破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、政府や関係機関に適時・適切に提供するものでごさいます。今後につきましては、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するとともに、公安調査庁における情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していくこととしております。

基本政策 に関する事務局からの説明は以上でごさいます。

立石座長：ありがとうございました。基本政策 の「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）」ということで、政策について事務局から詳しく説明していただき、また、事前に先生方から質問が出ていましたので、それを混じえてお答えいただいたところですが、この基本政策 について、先生方から何か御質問等ごさいますでしょうか。あるいは御意見でもあれば、お出しいただきたいと思ひます。はい、六車委員どうぞ。

六車委員：32ページ、33ページの、先ほどの被害者等通知制度なんですけれども、検察官の裁量で通知しなかったのが9件あったというお話でしたが、基本的な質問で申し訳ないのですが、どのような郵便物を送るのでしょうか。つまり、裏側の差出人がどうなっているのかですね。最近よく銀行などではペロっとめくって中に書いてあったりしますが、安くあげるために封書にしないということがあるんですか。どういうふうにするかのイメージがないと、なかなか分からないと思ひましたので、それをお聞きします。

松下政策評価企画室長：その点につきましては、刑事局から説明をお願いします。

刑事局：具体的には各地検でやっていることをごさいますけれども、葉書は用いておりません

でして、封書になっております。それから、封書の場合も、普通は検察庁の名称が入ったものを使いますが、被害者の方から御希望がある場合には、無地の封筒で送るといふふうに聞いております。

六車委員：その場合、差出人の名前はどのようなのですか。

刑事局：担当者の個人名で出すということになります。

立石座長：ほかいかがでしょうか。渡辺委員どうぞ。

渡辺委員：「検察権行使を支える事務の適正な運営」の「通訳の適正の確保」のところですけども、もちろん捜査の過程で通訳の役割は重要だと思えます。それだけでなく、弁護人にとっても優秀な通訳の方に接見の場においていただかなければ十分な弁護活動ができないということがあろうかと思えますし、そして、何より法廷で適切な通訳がされなければならない。裁判所なり検察庁なり、あるいは警察庁も入るんでしょうか、それぞれが目標を掲げて通訳の確保に取り組んでいらっしゃるんだと思えますが、そうした縦割りや囲い込みではなく、全体を見通した形で、刑事司法全体をより適切なものにするという目標に向けて総合的な養成や研修を進めていく予定はないのでしょうか。

立石座長：回答はいかがでしょうか。

松下政策評価企画室長：刑事局からお願いします。

刑事局：現状は詳しく承知していない部分もありますが、基本的には、それぞれの検察、弁護、裁判のところで通訳をお願いしているということでありまして、それは、1つには、捜査段階を担う通訳の人がそのまま法廷でも通訳をやるのが外見的に大丈夫かという問題もございまして、そういうことも踏まえまして、今のところは、それぞれのところで、それぞれに努力していくということだと承知しております。

渡辺委員：先ほども少数言語の通訳は確保が大変だという話がありました。その少ない通訳を取り合ったり、「うちの通訳の方ができる」と競い合ったりしてもしようがないところがあります。組織の壁を越えてやれば、より良い養成ができるのではないかと思いますので、うかがった次第です。続けてよろしいでしょうか。

立石座長：はいどうぞ。

渡辺委員：被害者等通知制度の通知の関係ですが、先ほどの松下さんからの説明で非通知の実態がよく分かりました。でも、そこまで御説明いただけるのであれば、「（通知しなかった）理由の中で最も多いのは、通知対象者の転居等通知不能の場合である」とだけ書かずに、「36名中27名が通知不能だった」と明示した方がいいのではないかと思います。

それからもう1つ、これは、保護局の関係、例えば、60ページの一番下から3行目ですけども、「『良好』の占める割合は41.8パーセントから48.4パーセントと15.8パーセントの上昇が見られ」という記載がされています。一方で、64ページの「達成目標3」の「2.当該政策の有効性」では、中間処遇実施予定者の選定率が「4.3ポイントの減少」とあります。パーセント表記の数字を比較するとき、前者のように何パーセント増えたとか減ったとかいう言い方は、普通しないんじゃないでしょうか。こうなったのも、そもそも達成目標の中での目標値の設定が、ポイントであったり、実数を踏まえての何パーセントの増減であったりしているため、今さらかもしれないんですが、今後御検討いただければと思いました。

立石座長：事務局から何かコメントはございますか。

松下政策評価企画室長：御指摘を踏まえて検討したいと思えます。

立石座長：そのほかいかがでしょうか。はい、川端先生どうぞ。

川端委員：まずは通訳について、だいたい毎年研修を何人に対して実施したと、そういう評価になっているのですが、その結果として、十分な通訳、有能な通訳が実際に養成できているかどうかという点の方が、評価は難しいのかもしれませんが。しかし本当は、評価の対象になるべきではないのかなという気がずっとしているんです。その点を踏まえて、評価書の中に、「有能な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し」という一文が最後のところにあるので、これはどういうことを検討しているのかということをお伺いしたいと思います。

立石座長：刑事局から回答をお願いします。

刑事局：具体的にどのような検討がなされているのか詳しく承知していませんが、事後アンケートに寄せられた御意見、御要望がございますので、その上で、そこで出た御意見や御希望に応える形で研修等でどういうことができるか、あるいは研修の外で、日常の検察官、検察事務官において、そういう御要望に応えるために何ができるのかといったことを検討しているものと承知しております。

立石座長：川端委員、よろしいでしょうか。

川端委員：はい。

立石座長：ほかいかがでしょうか。はい、寺尾委員どうぞ。

寺尾委員：2つほどお伺いします。1つは被害者等通知制度について、通知をしない場合があるという御説明をいただいたのですが、実際に通知をしなかった例というのは数が少ないので、例外的な事情がある場合だと思うんですが、31ページの「基本目標と達成目標・指標の関係」の書きぶりですね、「達成目標は、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉、プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など、通知をすることが相当でないと認められる事由があるときは、通知を行わないこともあり」と書いてありますが、この書き方が、例外が広く認められている印象を与えるような気がします。プライバシーの保護の必要があるとか、捜査・公判の円滑な運営に支障を生じるおそれがある場合には通知しないとかが言ったりすると、事柄の性格上そうした懸念がまったくないと言い切れる場合は少ないのではないのでしょうか。このような書き方ですと、通知をしなくてもいい場合が相当広がってしまってもいいような書き方になってしまっているような気がします。実際には数が少ないのであれば、「・・・といった例外的な場合」といったような表現をお使いになる方がよろしいんじゃないかと思いました。

あと質問ですが、通知をすることが相当でないと判断して通知をしないという対処をなさった方については、自分が通知を希望したにもかかわらず通知をされない訳ですよ。その判断、対処について、不服を申し立てるような制度は用意されているのでしょうか。

それから、もう1つは、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」というのが評価対象になっている43ページについてですが、評価対象はこういった形で一般的に書かれている訳ですが、基本目標は性犯罪者について絞り込まれていますね。これは18年度の目標がそういうことであったという理解でよろしいのでしょうか。それと、45ページに付いています処遇プログラムを見ますと、スクリーニングをしておられるんですね。そして性犯罪者調査対象者に該当するかどうかをスクリーニングをしておられるんですが、これは性犯罪を犯して収容されていない人にも調査をして、教育プログラムの対象とするためにしているのかどうか、その点も教えていただけたらと思います。

それと、これは意見なのですが、性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムとい

うことなので、評価というのは、この教育プログラムがどのくらい効果があったかにすべきだと思っんですね。ですから、どのくらい受講させたかということでは、評価の結果にはならないんじゃないかと思いました。

立石座長：いかがでしょうか。

松下政策評価企画室長：4つ御意見、御質問をいただいたかと思っます。1番初めの御質問は、通知しない場合が例外的であるにもかかわらず、広く通知しないように読めるので、書きぶりについて考えたほうがいいのではないかという御指摘だったと思っます。これは、担当部局の方で、書きぶりについて改めて検討してもらいたいと思っます。

2つ目は、希望したけれども通知されなかった場合に、不服申立ての機会はあるのかという御質問だったかと思っますが、この点については、刑事局いかがでしょうか。

刑事局：検察官が処分をしてという制度ではございませんので、不服申立ての制度は特に設けてはございませんけれども、基本的には、今検察庁におきましては、被害者の方とのコミュニケーションの充実ということに努めておりますので、まず、被害者の方で、この通知の件に限りませんけれども、検察庁の対応に御不満があるときには、検察庁の方で十分に処分の中味も含めまして説明なりをしているところでありまっすし、おそらく上司なり、上級庁なりに事実上訴えていただくということではできると思っます。

松下政策評価企画室長：続いて、性犯罪者処遇プログラムの関係で、スクリーニングは性犯罪者以外の受刑者も対象になっているのかというお尋ねと、それから、指標については、受講させることではなくて、受講させて効果があったことにすべきではないか、という御意見だったと思っますが、この点について、矯正局から説明をお願いします。

矯正局：スクリーニングは刑が確定した受刑者全員に対して実施まっす。スクリーニングにより「性犯罪者調査対象者」を選定し、対象者については調査センターにおいて専門的な調査を行ってあります。

調査センターにおいては、その受刑者の問題性の大きさですとか、再犯のおそれとか、そういったものをよく確認というか調査するという意味で行っているものでございまっす。それから、プログラムにつきまっすは、3種類ほどのメニューを用意してありますので、どのような形で実施するかということも含めまして、調査するというようにしてあります。

次に、評価に関することではございまっすが、冒頭に事務局から御説明をさせていただいたところではございまっすが、現在はこういった受講率についての評価ということで数値を掲げてありますけれども、これにつきまっすは、将来的には、プログラム受講者の出所後の再犯状況等を把握するというようなことが必要かなということではございまっすが、具体的な検証方法につきまっすは、まだ、現在検討中ということではございまっす。

立石座長：よろしいでしょうか。今の件で、私からもコメントをいたしまっすが、43ページの「矯正施設における矯正処遇の実施」と、それから46ページの「刑事施設における刑務作業の実施」では、こういった教育プログラムや職業訓練については、基本的に受講させることが第一義的な意味がある訳ではございまっす。受講率100パーセントや、あるいは受講者数を対前年で増やしたという、その範囲では非常に意味のある目標だと思っんですが、ただ、今もおっしゃったように、最終的に効果があったかどうかというのは、受刑者が社会復帰した後の行動によってしか検証が難しい。ただ単に受講させたということだけではなく、その数年後にどうなったのかという中長期的なトレイサビリティというものを、やはり課題としてとり上げていくことが、大変必要なのではないかと思っます。それから、53ページのところからの「矯

正業務の民間委託」のところで、少し発言をお願いしたいのは、目標値が4.74パーセントであって、実績が4.74パーセントと一致している訳ですね。この辺は、目標値を設定する際に、結果が分かっていたということではないかと思うのですが、もしそうであれば、もう少し目標値を上回るような取組もあったのではないかと思うんですけども、なぜこういった同じ数値が出たのか。偶然なのか、その辺りのところをお聞かせいただきたいと思います。

松下政策評価企画室長：矯正局から説明をお願いします。

矯正局：それでは、まず刑務作業の関係でございますが、出たからの生活にどういうふうにかかされているかという御質問だったかと思いますが、昨年の夏から、協力いただける出所者につきましては、アンケート調査を行っておりまして、どういうものかと申しますと、社会復帰に対する意識でありますとか、就職の有無、職種、在所中の職業訓練・教育・講話に関する意識など、釈放時にアンケートのはがきを交付いたしまして、協力していただける出所者につきましては出所からおおむね6か月の時点で送り返していただくということで、1つの検証になるのではないかとということで、始めているところでございます。

それから、アウトソーシングの4.74パーセントのところにつきましては、平成22年までに1336ポストまで拡大するということがあらかじめ決定されておりまして、その各年度におきましても、平成18年度につきましては1082のポストは既に決定されたということでございますので、そのような数字になった訳でございます。したがって、アウトソーシングのポスト数は既に決まっていたということになる訳でございます。

立石座長：ありがとうございます。もう1つ私の方から申し上げますが、「矯正施設における収容の確保」のところで、過剰収容問題については大きな問題ですが、前年度減という目標はマイナス2.2パーセントとかがろうじて達成されております。18年度については工期の遅れで云々と書いておりますが、慣れていない仕事かもしれませんが、法務省として工期管理のような手法をとっていく必要があるのではという気がするんですが。何かそういうことについてお考えですか。

松下政策評価企画室長：矯正局から説明をお願いします。

矯正局：あらかじめ定められた工期の中で工事を完成させるということで、もちろん矯正といたしましても、工事の遅延は中間でもチェックはしているのですが、今回、若干工期の遅れがあったというのは、予期せぬ気象条件その他やむを得ない事情によるということでありまして、工期が遅れることがないように、今後もしっかり努めていきたいと考えております。

立石座長：先生方ほかにかがででしょうか。はい、田辺委員どうぞ。

田辺委員：2点ほど申し上げたいと思います。1点目は意見ですけれども、性犯罪者の処遇プログラムですとか、認知行動療法等のプログラムに関して、この段階では、導入したばかりですから、まず受講させるということは大切なんだろうと思いますが、やはり寺尾委員の御意見にもありましたが、これが実際に効くかどうかというところをチェックしないといけない訳で、諸外国で効いているから採り入れたんだというものもあるんでしょうけれども、日本から諸外国に対して、これは効くぞという情報提供ができるような体制を作っておかないと、若干恥ずかしいという訳ではないですけど、日本で新しいプログラム等を開発したと、そしてそれは効くぞというのはエビデンスの問題もありますので、そういったデザインをきちんとしていただければと思います。これは意見でございます。

2点目は質問ですが、40、41ページのところで、矯正施設が不足していて、毎年毎年これを改善する方に動いているという、これはすごく分かるんですが、中期計画又は長期計画と

いったものはあるのでしょうか。要するに、毎年予算を取ってこれだけ増えたという話よりも、長期的にこのくらいの収容者が見込まれるから、かくかくしかじかの対策をするという目標を立てておいて、それにどこまで近づくかという方が、前年度プラスアルファという方向で動くよりもいいような気がします。

矯正局：まず、性犯罪者処遇プログラムの検証のことでございますが、これはまだ始まったばかりでございます。また具体的な形で数値が確認できないという状況でございますけれども、これについては、検証方法をまた改めて工夫してまいりたいと考えております。

次に、工事の関係でございますが、収容の動向をきちんと見極める、あらゆるデータ等を検討いたしまして、まずはそこから取り組んでいかなければならないだろうと思います。今現在の収容率は、少し落ちているのかなという気はいたします。数年前に比べればということでございますが。数年前におきましては、このまま伸びていく要素が多々あるということで、すくなくとも単年度ではない計画があったというふうに承知しているんですけども、建物を整備していくに当たっては、収容の動向をよく把握していく、これが肝要だと考えております。

立石座長：ほかにいかがでしょうか。はい、六車委員どうぞ。

六車委員：54ページの民間委託実施状況のところ、これらの業務というのは、かなり多岐に渡ると思うんですが、お伺いしたいのは、どういうふうにして業者を決めるのか、入札をしているのかどうか。その入札はどのようなグループ、つまりガードマンはガードマンの専門の会社があると思うんですけども、ここには通訳の人がいたり、自動車の運転の人がいたり、どういう形で雇うことが決まってくるのか。雇われた人は組織の中で上下関係はどういうふうになるのか。というのも、例えば差入窓口受付業務とかですね、書信事務処理業務とかですね、憲法にも関わるようなことを、外部の人にやらせようということだとしますと、しっかりとした組織図があって上の方が指導するとか、監督するとか、いわば正社員に当たる本業の方が見てないと、これを任せきりにしてしまうと、どんどんチェック能力がなくなっていってしまつて、民間は民間で1つのグループができてしまつたりすると、本来の業務をやっている方と、うまく刑務所全体としての連携というか、そういったところが心配になりました。

矯正局：まず、業者の選定の関係ですけれども、基本的には各施設におきまして、各業務ごとに一般競争入札で行っております。

民間委託実施状況の部分については、非常に短い文章の中で、処分的な業務を行っているのではないかという御理解をされる可能性がある表現になっております。ただ、実際のところは、これらはあくまでも補助業務ですので、そういった処分なり、権利の制限といったことを行うのではなく、単にその事務処理と言いますか、書類を整理する、転記するといったものでして、このような内容では差し出すことができないとか判断する職種には一切充てておりません。

六車委員：そうだとすれば、補助業務などを書いておいた方が、無用の心配を起さないのではないかと思えます。

矯正局：検討させていただきます。

立石座長：よろしいでしょうか。では、次に進みたいと思います。続きまして、基本政策及び基本政策、そして時間の関係でも続けてお話ししてもらいます。

我妻政策評価企画室長補佐：はい、それでは報告書76ページの「登記情報システムの再構築」でございます。この政策は、登記情報の電子化、オンライン申請の導入、登記情報システムの再構築、にそれぞれ目標値等を設定しまして取り組んでいるものでございます。評価は、23年度の結果を最終的に取りまとめることとしておりますので、本年度は18年度の進捗状

況を中心に、中間報告という位置付けで記載させていただいております。

次に80ページ「地図管理業務・システムの最適化」でございます。この施策は、22年度末を目途に、全国の登記所に地図情報システムを導入することを目標に取り組を進めているものでございますが、これも本年度は18年度における進捗状況を中心に、中間報告という位置付けで記載させていただいております。

続きまして82ページ「債権管理回収業の審査監督」でございます。この政策は、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するため、審査監督を行うものでございます。現在のところ、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実など特に問題となる事項は認められておりません。

続きまして報告書87ページ「人権啓発活動の推進」を御覧ください。この政策は、人権啓発活動ネットワークの整備、全国中学生人権作文コンテストの応募者の増加を図ろうとするものでございます。いずれの指標につきましても目標値を達成しておりまして、今後とも、引き続き推進していくこととしてございます。

松下政策評価企画室長：なお、人権啓発活動ネットワークに参加していない市町村というのはどういう市町村なのかというお尋ねをさせていただいておりますので説明いたしますが、人権啓発活動ネットワーク協議会につきましては、その設置計画を、法務省の人権擁護局において策定しております。193のネットワーク協議会を順次設置することを予定しておりまして、これがすべて設置されれば全国の市町村がすべてカバーされるということになっております。

18年度までに180の設置が完了しておりまして、残っているのは13という予定になっております。現在の加入率が100パーセントに達していない原因が、市町村が参加を拒むとかそういうことではないということでございますのでその点御説明いたします。

我妻政策評価企画室長補佐：次に90ページ「人権侵犯事件の適正な調査・対応」でございます。この施策は、女性、子どもに対する人権侵犯事件、インターネット上における人権侵犯事件への取組の強化を図るものでございます。評価としましては、3つの指標のうち、「女性を被害者とするもの」と「インターネット上における人権侵犯事件」について目標値を達成できておりません。女性を被害者とする人権侵犯事件の対応件数が減少している原因は、DVやストーカー事件などに関する関連法の整備が進み、警察など専掌機関の対応が充実してきていることが一因にあると分析しております。また、インターネットに関する人権侵犯事件につきましては、今後も重点的に取り組む必要があると考えているところでございます。

松下政策評価企画室長：これに関して、インターネット上における人権侵犯事件とは例えばどのようなものかとお尋ねをいただいておりますが、例えば、少年の刑事事件に関連致しまして、罪を犯したとされる少年の顔写真や氏名をインターネットの掲示版に掲載したというのが代表例です。これはプロバイダー等に対して、削除要請を行ったと事例がございましたので御紹介いたします。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして93ページ「人権相談の充実」でございます。この政策は、女性、子ども、外国人に関する人権相談体制を整備するものでございます。評価結果といたしましては、外国人のための人権相談所の相談件数が、目標達成に至りませんでした。他の2つの指標は目標を達成してございます。今後とも、日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備に向けて、その周知方法等について検討していくこととしております。

松下政策評価企画室長：なお、外国人に対する相談体制等について、事前に質問いただいた件

について補足させていただきますが、外国人の人権相談につきましては、東京、大阪、名古屋、広島、福岡などの法務局、地方法務局に、「外国人のための人権相談所」を開設しております。その他の法務局においても、随時、開設しております。言語につきましては、英語のほか、中国語、ドイツ語、ポルトガル語などで対応することがありますが、各法務局によって通訳人事情等がございまして対応できる言語は異なっているということでございます。

また、人権相談の利用時間や使い勝手についてお尋ねがありましたけれども、電話、面接につきましては平日の午前8時半から午後5時15分までの相談を受け付けておまして、その他にインターネットによる相談受付を導入して、受付といたしましては24時間365日受け付けるという体制を採っております。また、「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」につきましては全国共通番号ということでナビダイヤル化するというを行っておりますし、「子どもの人権110番」についてはフリーダイヤルにして子供がかけやすいようにするというので、相談者の利便性の向上を図っております。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして96ページ「国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な進行」を御覧ください。この政策は、「国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」ことに取り組んでいるものでございます。達成率は、15年度の71.7パーセントから年々増加致しまして、17、18年度は、それぞれ80パーセント台を維持しております。平成20年度までの目標達成に向けまして、残り2年間であることを考慮しますと、目標の実現に向けて順調に推移しているものと考えております。

松下政策評価企画室長：これにつきまして、1審判決までに2年以上の期間を要しているものは、どのようなタイプの事件ですかというお尋ねをいただいておりますが、個別の訴訟の進行上の事情にもよりますけれども、例えば、最先端の科学技術に関する訴訟ですとか、新たな法律問題を含む訴訟、原告が多い訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟、などが長期化する傾向にあるというふうに聞いております。

我妻政策評価企画室長補佐：事務局からの説明を続けさせていただきます。99ページ「好ましくない外国人の排除」を御覧ください。この政策は、20年までの5年間で不法滞在者を半減させるため、摘発体制の強化、水際対策の強化などを行うことによって、外国人の不正な入国及び在留を抑止し、好ましくない外国人を排除しようとするものでございます。19年1月1日現在において、17万人程度まで減少させているところでございます。評価につきましては、20年度の結果について最終的に取りまとめることとしておりますので、今回は、中間報告という位置付けで記載させていただいております。

松下政策評価企画室長：なお、「好ましくない外国人」との表現は意味が分かりにくくて、また、外国人にとって悪い印象を抱きかねないのではないかと御指摘をいただいているところですが、この点について、入国管理局から。

入国管理局：入国管理局でございます。この施策の目標といたしますのは不法滞在者を半減させるということでございます。ここでいう「好ましくない外国人の排除」といいますのは、単に本邦に存在している不法滞在者を退去強制手続によって排除するというだけでなく、空港での入国審査の厳格化ですとか、あるいは偽変造文書鑑識機器の活用等によりまして、不法滞在者となり得る者であるとか、我が国において違法行為等を行う可能性がある者の入国を防ぐという水際対策をも含んでおるところでございます。またさらには、国内の関係団体あるい

は関係機関が在外日本公館を通じまして啓発活動を行い、これらの外国人を我が国に来させないための取組など、総合的な施策を試みているところがございます。これらを総合して従来から「好ましくない外国人の排除」というふうに称しているところがございます。もちろん、大多数の善良な外国人に対して誤解を与えるべきでないということは十分理解しているところでございます。そのような外国人に対しましては別件に掲げております、「外国人の円滑な受入れ」に掲げておりますとおり、手続の迅速化によりまして交流を促進すべく取り組んでいるところがございます。

我妻政策評価企画室長補佐：続きまして報告書103ページ「出入国審査」を御覧ください。この政策は、事前旅客情報システム、プレクリアランス、セカンダリ審査といった取組を実施することによって、空港での審査の待ち時間を短縮し、外国人の円滑な受入れを図るものです。18年度におきましては、空港での審査に要する最長待ち時間を指標としましたが、成田国際空港などの規模の大きい空港においては20分から30分、地方空港については概ね20分と、審査待ち時間短縮のための様々な施策の効果が現れたものになっており、今後も、一層の取組の強化を図っていくこととしております。

続きまして報告書106ページ「出入国管理システムの最適化」でございますが、この件に関しましては23年度の結果について最終的に取りまとめることとしておりますので、今回は、中間報告という位置付けで記載しております。

続きまして108ページ「国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進」でございます。この政策は、開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようにするために、国際研修・セミナー、国際会議の開催などを実施するものです。開発途上国からは、刑事司法制度に関して多数の協力要請がなされていることも踏まえまして、引き続き本政策を実施していくこととしております。

続きまして112ページ「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」でございます。これは諸外国からの要請に応えて法整備支援を行うことは、諸外国との友好関係に寄与するだけでなく、我が国を含む国際経済の安定的成長にもつながるとの観点から、引き続き、取組を推進していくこととしております。

続きまして118ページ「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」を御覧ください。この政策は、相手国及び外務省の要請に基づきまして、相手国に対する矯正施設の整備計画、設計手法に係る技術指導等を行うための専門家派遣などにより、刑事政策分野における国際協力を図ろうとするものでございます。専門家の派遣や研修員の受入れによる助言・指導は、タイ王国において新たな施設づくりの計画案に反映されるなど、その効果も認められるところでありまして、今後も、研修の更なる充実を図るなどして、引き続き実施することとしております。

次に報告書の121ページ「法務行政に関する広報活動」でございます。この政策は、広報を重視した法務省ホームページの拡充や、見学の積極的な受入れ、広報誌の国民等への配布などによりまして、法務行政に対する理解の促進を図ろうとするものでございます。指標につきましては、それぞれ対前年度増とした目標値を達成しておりますので、今後につきましては、法務省広報誌をホームページに掲載して、インターネットを利用する国民に対しても配布部数の制限なく提供できるようにするなど、より一層の工夫を図りつつ、推進していきたいと考えておるところでございます。

最後でございますが、報告書125ページ「女性職員の採用・登用拡大の推進」を御覧ください。この政策は、採用者に占める女性の割合の向上、登用の拡大、勤務環境の整備などを行うものでございます。指標につきましては、検察、入管といった官署ごとに、細かくその達成状況を記載していますが、全体として、相応の効果を上げているものと評価しております。

松下政策評価企画室長：事前にいただいた御質問に関することでございますが、129ページを御覧いただきまして、女性の採用ということで書いてあることについて公安調査庁 種の女性採用者に努めるという目標が0パーセントで未達成ということになっておりまして、これがなぜかということをお尋ねがありました。これに関しては、種試験からの採用者数自体が毎年3名程度と非常に少ないということと、それから官庁訪問で公安調査庁に訪問される女性の割合が低いということも影響しているものと思われまます。以上でございます。

我妻政策評価企画室長補佐：事務局からは以上です。

立石座長：ありがとうございます。政策 . . . とすべて事後評価実施結果の説明をいただきました。皆様方からの御意見、御質問等をお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

田辺委員：2点ほどございます。質問の項目は90ページから95ページのところです。90のところに書いてあるのは、「対応件数」で、93のところは「相談件数」なんですけれども、1つは何かといいますと、94ページのところで、これは例えば「女性の人権ホットライン」における相談件数を見ると、全体では増えているんですけれども、その対応になる暴行・虐待、強制、セクハラ、ストーカーを足してみますと、ここのところは減っている訳で、そうすると相談が減って、対応が減ったということで何となく分かるんです。何が言いたいのかというと、1つはですね、その他のところが全体の8割を占めているので、ここの情報はいったい何なのかということが分からないと。この区切りというのがこういう形で区分して集計している訳ですけれども、ここにもしかすると重大な情報が入っているかもしれないので、そのところを全体の8割がその他ということで一括されてしまっていますので、ここを何とか十分取り上げた方がよいのではないかとというのが1点目になります。2点目は95ページのところです。一番最後のパラグラフで、いじめ、障害者、それから社会福祉施設等というところが書いてあって、対前年比が何パーセントであるかということが書いてありまして、それが今後目標になるんだということは分かるんですけれども、ただ、いじめは実数が前のページに書いてありますが、障害のある人に対するものと社会福祉施設、まあ高齢者だと思いますけど実数が書いていないので全体のざっくりした数は分かるんですけど、それが分からないので何らかの形で表記していただければと思います。以上2点。

立石座長：お願いします。

松下政策評価企画室長：以上2点につきまして、人権擁護局からお願いします。1点目は、94ページのその他が8割を占めているので、その他の内訳をより明らかにした方がいいのではないかとことです。2つ目は、高齢者施設や社会福祉施設における相談、人権相談件数がどの程度あるのかという御質問でよろしいでしょうか。

人権擁護局：人権局でございます。「女性の人権ホットライン」における相談件数の「その他」というのが8割を占めているという状況でございますが、この中には具体的にはどういうものがあるのかというと、人権ホットラインということで、人権に係る相談ということにはなっておるんですけれども、いろいろ悩みを抱えていて様々な相談をしたい、その中で女性の人権ホ

ットラインというのを見つけて相談されている方が多いということがございます。ただ、やはり、その他というのが8割を占めているということなので、もう少し具体的にこの表記の仕方を考えたい、検討させていただきたいというふうに思います。続いて95ページの障害者、障害のある人に対するもの、社会福祉施設におけるもの、具体的な数字はありますけれども今手元に数字がございませんので、これは何らか加筆する形で何か分かるように変更するような方向で検討させていただきたいと思います。以上です。

立石座長：いかがでしょう。はい、どうぞ。

中村委員：私も今の辺りのところでございまして、95ページですね、外国人の人権相談のところなんでございますが、子供の人権と女性の人権につきましては、電話というような形が主体となっているのではないかと思うのですが、先ほど御説明ありましたように、外国人の方に対しては、法務局とかでの御対応ということだと、むしろ外国人の方がいろんな言語とかいうのを一括して対応するということからすると、どこかで一括する窓口、いろんな言語に対して対応できる窓口みたいなのを1本作った方がより効率的というか正しい対応ができるのではないかなというふうに考えます。以上です。

立石座長：はい、いかがでしょう。

松下政策評価企画室長：御意見をいただいたということで承りました。

立石座長：ほかにいかがでしょう。

渡辺委員：ずっと人権擁護局で申し訳ないんですけど、私も一言。こども110番をフリーダイヤル化したことなどが大変効果があったというふうに書かれていらっしゃるのですが、ネット経由で届く相談は法務省の場合どのくらいあるのでしょうか。というのは、近年マスコミ等でも注目されております、いじめ・少年問題などに取り組んでいらっしゃる水谷さん、「夜回り先生」と呼ばれている方ですが、あの方の話を聞いたり、本を読んだりすると、やはりメールでの相談が圧倒的な数になっています。その辺を法務省としてどんな風にすくい上げられているのか。それに関連して、95ページの最後のところでも、「インターネットによる相談体制等について、より一層相談しやすい環境の構築に努め」とお書きになっています。確かに法務省のホームページを見ますと、フロントページのところに人権相談の受付窓口があり、目を引いて結構だと思うのですが、実際にこの窓口をクリックしてみると、まず住所を書くフォーマットになっています。住所情報が必要なのもかもしれませんが、中には「何で住所を書かなければいけないのか」「ならば相談するのはやめよう」と思ってしまう方もいらっしゃるのではないかな。どんなデータを法務省として手元に置いておかなければいけないのかというところを、もうちょっと検討、工夫される余地があるのではないかな、とそんなことを思いました。

立石座長：いかがでしょう。外国人のための人権相談は128件と減っていますが、なぜこうなったのか、減少した理由というのをどのように分析なさっているのか。

松下政策評価企画室長：人権擁護局、お願いします。

人権擁護局：外国人の人権相談につきましてはですね、全国8箇所に人権相談所を設けまして、週の特定の曜日などに例えば英語とか中国語とかいう形で相談所を開設している訳ですけど、なかなか利用が進まないという現状でありまして、この点については、広報活動等が若干足りないのかなという気がしておりますけれども、さらに検討してより相談していただけるような体制づくりを進めたいと考えております。

立石座長：そのほかいかがでございましょう。だんだん時間も迫ってまいりましたが、何か全般的に一言言っておきたいとか、あるいはもう一度言いたい、そういう先生方ございますか。

なさそうでございます。以上、これを持ちまして終わりたいと思います。事務局の方から事務連絡をお願いします。

松下政策評価企画室長：今日は、大変お忙しい中、長時間にわたりまして、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。お時間の関係で御紹介できなかった御意見もございましたけれども、いただきました御意見につきましては、関係するところに伝えて報告書の作成に反映させていきたいと思っております。この報告書（案）につきましては、今回いただきました御意見を踏まえまして、改めて内容について検討いたしまして、8月中を目途にとりまとめをして、法務省ホームページに公表したいと考えております。

また、例年のことではございますが、今回は、平成18年度に行った施策についての事後評価の報告書につき御意見をいただきましたが、これから行う施策に関する事前評価につきましては、法務省所管に係る新規採択事業で、事業費が10億円以上の施設の整備等がその対象になっている訳でございます。これにつきまして現在のところ、整備予定が明確に定まっておりますので、その事前評価の内容についても本日御意見を頂戴することができませんでしたが、平成20年度の概算要求には反映させなければなりませんので、8月末までに公表することになっております。その関係で、事前評価実施結果報告書の（案）を作成次第、皆様方にお送りをしたいと思っておりますので、このような政策評価懇談会という形で御意見を伺うことはできませんが、公表前に御意見を頂戴できればと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、従来と同様に、議事録を事務局の方で作成いたしましてホームページで公表したいと考えております。その手続につきましても、従来と同様、事務局で案を作成いたしまして、後日、皆様方に御確認をいただきたいと考えております。最終的な御確認は座長にお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、次回の政策評価懇談会の日程でございますが、今回は本年10月中旬から下旬ころの実施を予定しております。議題といたしましては、平成19年度、本年度に実施している「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直しというのがまず1点、それから、今回講評いただきました政策評価結果を政策にどのように反映したかという反映状況に関する報告などについて御紹介して、御議論いただく予定としております。具体的な日程と審議事項につきましては、また近くになりましたら、事務局の方から御連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

立石座長：どうもありがとうございました。